

○国立市中小企業振興基本条例

平成18年 9 月26日 条例第26号

国立市中小企業振興基本条例

(目的)

**第1条** この条例は、市の経済において重要な地位を占め、地域の教育、文化、福祉、交通、防災等の分野で、まちづくり活動を市民とともに支えている市内の中小企業の振興に関する基本的事項を定め、その健全な発展を促進することにより、市民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 市内で事業を営むもののうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるもの及び農業を営む者をいう。
- (2) 大企業者等 市内で事業を営むものであって、中小企業者でないものをいう。

(基本方針)

**第3条** 中小企業の振興は、文教都市としての国立の歴史・文化と中小企業を中心とした産業とが調和した、国立の個性を活かした賑わいのある地域振興及びまちづくりのために、中小企業者、経済関係団体、市民及び市が一体となって推進することを基本とする。

(市の責務)

**第4条** 市は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を基本的施策として、中小企業の振興に努めるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の安定及び経営環境の向上のための施策
- (2) 中小企業者に関する情報の収集及び提供
- (3) 中小企業者への事業資金の融資
- (4) 起業に対する支援
- (5) 中小企業の従事者の福利厚生の上
- (6) 中小企業を担う人材の育成
- (7) 中小企業の振興を図るための会議の設置

(8) 前各号に掲げるもののほか、中小企業振興のため市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に規定する中小企業の振興に関する施策を実施するため、国、東京都その他の地方公共団体との連携を図るとともに、中小企業者、教育機関、市民及び商工会その他の経済関係団体との協働に努めるものとする。

(中小企業者等の役割)

**第5条** 中小企業者は、自らの創意工夫により、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の上昇に努めるとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 中小企業者は、市、経済関係団体その他関係団体による中小企業振興施策及び地域活性化施策に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

3 商店街で事業を営むものは、商店街の振興を図るため、商工会及び商店会への加入により相互に協力するよう努めるものとする。

4 商店街で事業を営むものは、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担等を行うことにより、当該事業に協力するよう努めるものとする。

(経済関係団体の役割)

**第6条** 商工会、農業協同組合その他の経済関係団体は、中小企業者の自助努力と創意工夫を支援する活動を行うとともに、市と連携・協力し、積極的に中小企業振興施策を実施するものとする。

(市民の理解と協力の確保)

**第7条** 市及び中小企業者は、中小企業の振興が市民生活の安定及び向上並びに地域の活性化に寄与することについて、市民の理解と協力が得られるように努めるものとする。

(大企業者等の努力)

**第8条** 大企業者等は、中小企業と大企業等が共に地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。